

重複障害については、二つ以上の障害を併せ持ち、かつ重度であるということから判断せざるを得ませんが、類別に関しては、今後の課題といえます。

四、实施状况

就学相談における保護者の子どもの障害に対する理解度をみてみますと、次のようにになります。

ていて、子どもの障害の状態について早期からよく理解しており、より適切な就学の場を求めるとするケース。

相談機関には何らかの形で行っているが、子どもの障害の状態を冷静に受けとめ、それを受け入れるまでになつていらないケース。

三、相談は初めてで、子どもの障害の状態について知らないというケース以上のようなタイプを踏まえながら相談を行います。

実施状況について、主訴の概況、背景になつてゐる問題点、それに対応した助言という観点からふれてみます。

主訴の概況について、具体的に挙げていきますと、相談件数によつていろいろ微妙な違いがあり、ここに全てを記載できませんので、概括的に三つに類別しました。(これ以後の記述については表2と表3を併せて参照願います)

この相談の性格上、就学先についての主訴が多いのは当然なことです。子

表2 主訴の概況

	聴覚障害	精神薄弱	肢体不自由	病・虚弱	言語障害	情緒障害	重複障害 その他	計	%
就学先を どうするか	2	39	7		3	13	1	65	57
養育を どうするか		13			1	3	2	19	17
指導を どうするか	2	15	1	1	1	9		29	26
計	4	67	8	1	5	25	3	113	100

表3 状態及び助言

問題となる状態		助言内容
聴覚障害	•聴力損失3 •ことばの遅れ2	•補聴器装用訓練の指示3 •難聴学級等への通級の勧め3 •養護教育センターでの再相談の指示1
精神薄弱	•ことばの遅れ38 •知的な遅れ37 •身の回りの始末14 •運動発達の遅れ15	•特殊学級入級の勧め19 •養護学校入学の勧め16 •通常学級での経過観察の勧め10 •学校(園)等でのかかわり方への助言9 •家庭でのかかわり方への助言15 •医療機関での精査の勧め8
肢 体 不 自 由	•知的な遅れ4 •障害の理解の不十分さ3 •基本的生活習慣の不確かさ1	•就学学級・学校の勧め6 •障害の正しい理解と医療機関での精査の勧め3 •発達に即した指導についての助言1 •学校(園)や家庭での対応・医療との連携への助言1
病・虚弱	•糖尿病で低血糖になりがち1	
言語障害	•発音異常1 •ことばが出来ない3 •言語表現が少ない1	•言語学級等への通級の勧め2 •障害の状態の正しい理解への助言2 •医療機関での精査の勧め1
情 緒 障 害	•落ちつきがない16 •対人関係のますぎ11 •ことばの遅れ9 •運動発達の遅れ1	•情緒障害学級等への入級の勧め10 •家庭でのかかわり方への助言6 •学校・園等でのかかわり方への助言7 •医療機関での精査の勧め5 •養護学校入学の勧め7 •養護教育センターでの再相談の指示2
そ の 他 重複障害	•全般的な遅れ3 •性格的な内向、落ちつきのなさ3 •養育のきずぎ(過保護・放任)2	•家庭でのかかわり方への助言5 •通常学級での経過観察の勧め3

◇おわり

よいか、あるいはすでに就学している場合は、日常の指導実践でどのように対処していくべきかということ、より具体的な指導のあり方や留意しなければならない事柄等について助言しています。

ばなければならない場合もあります。ただ、教育相談にあつては、子どもの問題状況の解決を、家庭環境、ひいては親自体の責任だけに帰することは、基本的には避けなければならないと考えております。

では、その就学がより適切になるよう
に助言しています。

ばなければならない場合もあります。

過去の記録を見ますと、相談対象児の障害の多様化、わけても重複化が漸増しています。そのため、対象児については、一回の相談だけでは終結するのが難しく、後日、改めて養護教育センターに来所してもらい、より綿密に相談した事例も本年度は三件を数え、すでに来所による相談も実施しました。このような相談のすすめ方は、養護教育センターの機能をおおいに活用することになり、また、心身障害児の就学相談の趣旨を十分に生かして、適正な就学を推進することにもなります。今後は、このような連携による就学相談をいつそう充実していく必要があると思います。